

仙台市×東北大学スマートフロンティア協議会規約 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

| 現行 | 改正後（案） |
|--|---|
| <p>仙台市×東北大学スーパーシティ構想推進協議会規約</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 本会は、「仙台市×東北大学スーパーシティ構想推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。</p> <p>2 協議会の英語名称は、“Promotion Consortium for the Sendai-City x Tohoku University Super-City Concept”とする。</p> <p>(幹事会)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 幹事会は、協議会の運営全般に係る次の事項について方向性を定め、その処理を行うものとし、代表幹事はその結果を総会に報告するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 仙台市におけるスーパーシティ／スマートシティ推進に関する重要事項及び総合調整に関する事項</p> <p>三～七 (略)</p> <p>5～6 (略)</p> | <p>仙台市×東北大学スマートフロンティア協議会規約</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 本会は、「仙台市×東北大学スマートフロンティア協議会」(以下「協議会」という。)と称する。</p> <p>2 協議会の英語名称は、“_____ Consortium for the Sendai-City x Tohoku University Smart-Frontier _____”とする。</p> <p>(幹事会)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 幹事会は、協議会の運営全般に係る次の事項について方向性を定め、その処理を行うものとし、代表幹事はその結果を総会に報告するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 仙台市における_____スマートシティ推進に関する重要事項及び総合調整に関する事項</p> <p>三～七 (略)</p> <p>5～6 (略)</p> |

附則

- この改正は令和5年10月23日から施行する。